

○鳥取県営ライフル射撃場の利用料金

平成26年3月24日
鳥取県告示第188号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成26年4月1日から施行する。

平成21年鳥取県告示第216号(鳥取県営ライフル射撃場の利用料金について)は、平成26年3月31日限り廃止する。

1 利用料金

区分	金額	
	専用利用	一般利用
スモールボア・ライフル射撃場	1時間につき 2,800円	1人1時間につき 130円
エア・ライフル射撃場	1時間につき 1,390円	1人1時間につき 70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 承認年月日

平成26年3月14日

利用料金の減免基準（ライフル射撃場）

使用料の減免については、次に定めるところによる。

- (1) 障がい者及びその介護者が一般利用するとき。（鳥取県ライフル射撃協会（以下「協会」という）の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (2) 生徒または学生が利用（専用利用するに当たっては、利用日6日前から利用日までの間における申し込みの者に限る）をするとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (3) 70歳以上の者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (4) 要介護者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (5) 難病患者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

施設の概要（ライフル射撃場）

○開館時間の考え方と設定内容

休館日を除き午前9時より午後8時まで

○休館日

毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

○施設について

名 称	鳥取県営ライフル射撃場
所 在 地	西伯郡南部町猪小路806番地
設置目的	スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため。
構 造	管理棟 木造平屋建 スモールボア・ライフル射撃場 鉄骨造平屋建 エア・ライフル射撃場 鉄骨造平屋建
敷地面積	13,036平方メートル
床面積	管理棟 120.00平方メートル (事務室、銃器手入れ室兼器具室、煮沸室、手洗い所) スモールボア・ライフル射撃場 379.04平方メートル エア・ライフル射撃場 336.64平方メートル
開 館	昭和57年7月
主な施設内容	スモールボア・ライフル射撃場 26射座 ※ 原則、ライフル銃（口径5.6mmのへり打ちのものに限る。）使用可。 エア・ライフル射撃場 26射座 ※ 空気銃又は光線銃使用可。 駐車場 第1駐車場 4,049平方メートル 第2駐車場 1,764平方メートル

< H29年度 >

2 利用者の利用状況

月	S B射場			A R射場			B R射場			合 計		
	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間
4	4	7	10	6	18	49	5	22	41	15	47	100
5	3	3	6	5	19	49	5	17	36	13	39	91
6	3	7	17	5	10	18	5	27	39	13	44	74
7	5	7	22	12	39	129	6	49	156	23	95	307
8	3	3	6	9	20	62	5	29	74	17	52	142
9	4	6	10	11	32	78	6	41	59	21	79	147
10	1	1	2	9	18	39	7	19	23	17	38	64
11	0	0	0	6	9	18	4	16	19	10	25	37
12	0	0	0	5	11	27	3	22	31	8	33	58
1	2	3	4	5	6	14	4	13	28	11	22	46
2	1	1	2	7	9	20	4	11	25	12	21	47
3	4	4	12	9	14	43	7	23	47	20	41	102
年計	30	42	91	89	205	546	61	289	578	180	536	1215

3 利用料金の収入実績

月	S B射場			A R射場			B R射場			合 計		
	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入
4	1,300	0	1,300	3,430	2,590	840	2,870	2,870	0	7,600	5,460	2,140
5	780	0	780	3,430	2,170	1,260	2,520	2,520	0	6,730	4,690	2,040
6	2,210	0	2,210	14,460	14,180	280	15,930	15,930	0	32,600	30,110	2,490
7	2,860	0	2,860	9,030	4,060	4,970	10,920	10,920	0	22,810	14,980	7,830
8	780	0	780	4,340	3,010	1,330	5,180	5,180	0	10,300	8,190	2,110
9	1,300	0	1,300	5,460	3,360	2,100	4,130	4,130	0	10,890	7,490	3,400
10	260	0	260	5,370	4,110	1,260	4,250	3,690	560	9,880	7,800	2,080
11	0	0	0	3,900	3,200	700	3,970	3,970	0	7,870	7,170	700
12	0	0	0	1,890	1,190	700	2,170	2,170	0	4,060	3,360	700
1	520	0	520	980	560	420	1,960	1,960	0	3,460	2,520	940
2	260	0	260	1,400	1,120	280	1,750	1,750	0	3,410	2,870	540
3	1,560	0	1,560	3,010	1,610	1,400	3,290	3,290	0	7,860	4,900	2,960
年計	11,830	0	11,830	56,700	41,160	15,540	58,940	58,380	560	127,470	99,540	27,930

< H28年度 >

2 利用者の利用状況

月	S B射場			A R射場			B R射場			合 計		
	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間
4	1	2	2	5	23	41	5	15	24	11	40	67
5	3	3	6	10	34	77	6	29	35	19	66	118
6	4	4	10	7	30	55	5	23	27	16	57	92
7	4	8	30	12	59	204	6	29	110	22	96	344
8	4	5	12	9	25	59	4	12	18	17	42	89
9	3	3	5	16	53	147	8	26	46	27	82	198
10	7	10	20	8	27	71	6	15	36	21	52	127
11	3	3	5	10	26	63	2	4	7	15	33	75
12	3	7	13	8	20	52	3	10	15	14	37	80
1	1	1	2	5	11	31	3	3	9	9	15	42
2	0	0	0	6	13	32	2	4	9	8	17	41
3	0	0	0	7	19	63	5	12	24	12	31	87
年計	33	46	105	103	340	895	55	182	360	191	568	1360

3 利用料金の収入実績

月	S B射場			A R射場			B R射場			合 計		
	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入
4	260	0	260	2,870	2,170	700	1,680	1,680	0	4,810	3,850	960
5	780	0	780	5,390	4,410	980	2,450	2,450	0	8,620	6,860	1,760
6	1,300	0	1,300	3,850	2,590	1,260	1,890	1,890	0	7,040	4,480	2,560
7	3,900	0	3,900	14,280	8,680	5,600	7,700	7,700	0	25,880	16,380	9,500
8	1,560	0	1,560	4,130	2,590	1,540	1,260	1,260	0	6,950	3,850	3,100
9	650	0	650	10,290	7,560	2,730	3,220	3,220	0	14,160	10,780	3,380
10	2,600	0	2,600	4,970	3,850	1,120	2,520	2,520	0	10,090	6,370	3,720
11	650	0	650	4,410	2,730	1,680	490	490	0	5,550	3,220	2,330
12	1,690	0	1,690	3,640	2,520	1,120	1,050	840	210	6,380	3,360	3,020
1	260	0	260	2,170	1,960	210	630	630	0	3,060	2,590	470
2	0	0	0	2,240	1,540	700	630	630	0	2,870	2,170	700
3	520	0	520	4,410	4,130	280	1,680	1,680	0	6,610	5,810	800
年計	14,170	0	14,170	62,650	44,730	17,920	25,200	24,990	210	102,020	69,720	32,300

< H27年度 >

2 利用者の利用状況

月	S B射場			A R射場			B R射場			合 計		
	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間
4	5	6	17	7	19	40	4	22	22	16	47	79
5	6	6	11	9	20	47	5	16	21	20	42	79
6	2	2	4	11	28	74	6	32	35	19	62	113
7	4	8	31	10	47	154	7	61	137	21	116	322
8	6	28	51	8	60	111	8	66	76	22	154	238
9	1	2	6	14	40	139	7	32	39	22	74	184
10	3	6	12	8	17	33	5	26	34	16	49	79
11	5	10	17	9	23	39	7	41	47	21	74	103
12	3	3	4	8	28	67	4	12	17	15	43	88
1	5	5	5	8	23	38	5	11	15	18	39	58
2	0	0	0	5	21	34	5	11	16	10	32	50
3	1	1	2	8	23	42	3	6	7	12	30	51
年計	41	77	160	105	349	818	66	336	466	212	762	1444

3 利用料金の収入実績

月	S B射場			A R射場			B R射場			合 計		
	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入
4	2,210	0	2,210	2,800	1,260	1,540	1,540	1,540	0	6,550	2,800	3,750
5	1,430	0	1,430	3,290	1,260	2,030	1,470	1,400	70	6,190	2,660	3,530
6	520	0	520	5,180	1,750	3,430	2,450	2,380	70	8,150	4,130	4,020
7	4,030	0	4,030	10,780	4,270	6,510	9,590	9,590	0	24,400	13,860	10,540
8	57,360	53,200	4,160	32,850	29,210	3,640	30,400	30,400	0	120,610	112,810	7,800
9	780	0	780	9,730	5,740	3,990	2,730	2,730	0	13,240	8,470	4,770
10	1,560	0	1,560	2,310	980	1,330	2,380	2,380	0	6,250	3,360	2,890
11	2,210	0	2,210	2,730	1,820	910	3,290	3,290	0	8,230	5,110	3,120
12	520	0	520	4,690	2,450	2,450	1,190	1,190	0	6,400	3,640	2,760
1	650	0	650	2,660	2,170	490	1,050	1,050	0	4,360	3,220	1,140
2	0	0	0	2,380	2,240	140	1,120	1,120	0	3,500	3,360	140
3	260	0	260	2,940	2,030	910	490	490	0	3,690	2,520	1,170
年計	71,530	53,200	18,330	82,340	55,180	27,370	57,700	57,560	140	211,570	165,940	45,630

〈H29年度〉

4 施設の管理に係る収支状況

	収 入			支 出		
	射場使用料	収入合計		射場管理費 (光熱水費)	その他 (射場管理雑費)	支出合計
		鳥取県スポーツ課 利息その他				
平成29年4月	2,140	431,000	433,140	12,157	32,055	44,212
5月	2,040	0	2,040	8,885	50,600	59,485
6月	2,490	0	2,490	9,317	270,357	279,674
7月	7,830	184,000	191,830	11,834	74,802	86,636
8月	2,110	1	2,111	11,377	24,057	35,434
9月	3,400	0	3,400	9,742	32,193	41,935
10月	2,080	184,000	186,080	10,261	53,910	64,171
11月	700	0	700	9,088	32,266	41,354
12月	700	0	700	9,103	35,502	44,605
平成30年1月	940	184,000	184,940	9,572	51,664	61,236
2月	540	2	542	9,104	127,938	137,042
3月	2,960	5,412	8,372	9,175	111,386	120,561
	27,930	988,415	1,016,345	119,615	896,730	1,016,345

収入

鳥取県スポーツ課	983,000
射場使用料	27,930
その他	5,412
貯金利息	3
合 計	1,016,345

支出

光熱水費	119,615
人件費	404,000
施設維持費	469,910
修繕費	22,820
その他経費	
合 計	1,016,345

収支残高 (次年度繰越金)

0 円

5 その他

ライフル射撃協会員による作業の回数を増やし、草刈や清掃など射撃場内整備及び周辺環境の改善を実施。
異常気象時(台風、豪雪など)の施設点検を実施。

＜ H28年度 ＞

4 施設の管理に係る収支状況

↑ ポーツ

	収 入			支 出		
	射場使用料	県体育保健課 利息その他	収入合計	射場管理費 (光熱水費)	その他 (射場管理雑費)	支出合計
	平成28年4月	960	431,000	431,960	11,880	22,686
5月	1,760	0	1,760	12,428	32,817	45,245
6月	2,560	0	2,560	11,656	263,160	274,816
7月	9,500	184,000	193,500	12,921	60,102	73,023
8月	3,100	0	3,100	12,970	43,082	56,052
9月	3,380	8	3,388	12,330	31,302	43,632
10月	3,720	184,000	187,720	13,440	34,000	47,440
11月	2,330	0	2,330	11,665	36,270	47,935
12月	3,020	0	3,020	12,013	76,258	88,271
平成29年1月	470	184,000	184,470	9,262	29,808	39,070
2月	700	1	701	8,317	52,049	60,366
3月	800	3,817	4,617	8,374	200,336	208,710
	32,300	986,826	1,019,126	137,256	881,870	1,019,126

収入

鳥取県体育保健課
射場使用料
その他
貯金利息

支出

光熱水費
人件費
施設維持費
修繕費
その他経費

合 計 1,019,126

合 計 1,019,126

収支残高 (次年度繰越金) 0 円

5 その他

ライフル射撃協会員による作業の回数を増やし、草刈や清掃など射撃場内整備及び周辺環境の改善を実施。
異常気象時(台風、豪雪など)の施設点検を実施。

く H27 年度 〉

4 施設の管理に係る収支状況

スポーツ

	収 入			支 出		
	射場使用料	鳥獣保健課 利息その他	収入合計	射場管理費 (光熱水費)	その他 (射場管理雑費)	支出合計
	平成27年4月	3,750		3,750	9,031	80,749
5月	3,530	431,000	434,530	9,213	45,171	54,384
6月	4,020		4,020	11,677	274,482	286,159
7月	10,540	184,000	194,540	13,381	37,362	50,743
8月	7,800	39	7,839	14,796	66,106	80,902
9月	4,770		4,770	15,482	58,220	73,702
10月	2,890	184,000	186,890	13,042	49,649	62,691
11月	3,120		3,120	14,175	26,362	40,537
12月	2,760		2,760	13,945	31,082	45,027
平成28年1月	1,140	184,000	185,140	12,116	41,918	54,034
2月	140	41	181	12,065	41,422	53,487
3月	1,170	3,615	4,785	10,731	130,148	140,879
	45,630	986,695	1,032,325	149,654	882,671	1,032,325

収入

スポーツ

鳥取県鳥獣保健課

射場使用料

その他

貯金利息

合 計

1,032,325

支出

光熱水費

人件費

施設維持費

修繕費

その他経費

合 計

1,032,325

収支残高 (次年度繰越金)

0 円

5 その他

ライフル射撃協会会員による作業の回数を増やし、草刈や清掃など射撃場内整備及び周辺環境の改善を実施。射撃設備品を自作で対処。

○鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月30日
鳥取県条例第24号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例62・一部改正)

(設置)

第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立武道館	米子市
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市
鳥取県営東山水泳場	米子市
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町

(昭44条例31・昭46条例18・昭49条例45・昭54条例21・昭55条例17・昭56条例31・昭57条例24・昭58条例27・昭61条例24・平11条例42・平12条例43・平16条例33・平17条例62・平17条例91・平25条例47・平27条例13・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 社会体育施設の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(平17条例62・追加、平17条例91・平26条例10・一部改正)

第4条 削除

(平30条例19)

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第4条繰下・一部改正、平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第5条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第7条 社会体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該

当するとき。

- 3 指定管理者は、社会体育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平17条例62・旧第3条繰下・一部改正、平17条例91・旧第6条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、規則で定める行為
- 2 指定管理者は、[前項](#)の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会体育施設への入館を拒み、又は社会体育施設からの退去を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第7条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第8条繰下)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) [この条例](#)若しくは[この条例](#)に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) [前条](#)の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第9条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用料金)

第11条 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、[前項](#)の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例62・追加)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例62・追加)

(規則への委任)

第13条 [この条例](#)に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、規則で定める。

(昭41条例23・旧第4条繰下、昭46条例18・旧第5条繰下、平17条例62・旧第6条繰下・一部改正、平17条例91・旧第14条繰上・一部改正、平26条例10・一部改正)

附 則

[この条例](#)は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年条例第23号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和41年規則第25号で昭和41年7月1日から施行)

附 則(昭和44年条例第31号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年規則第45号で昭和44年8月1日から施行)

附 則(昭和46年条例第18号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年規則第51号で昭和46年6月15日から施行)

附 則(昭和46年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第19号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第21号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第17号)

この条例中第2条及び第5条の改正規定のうち鳥取県営プールに関する部分は昭和55年4月1日から、その他の改正規定は同年9月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第24号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第27号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 第32条中鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第5条の表の改正規定及び第33条中鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例第6条の改正規定 平成11年4月1日

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第42号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の規定は平成12年9月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第34号)抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第27号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第33号)
この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第62号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成17年条例第91号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による鳥取県立武道館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第53号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第8号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第47号)
(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第45号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日まで鳥取県営米子屋内プールの鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者については、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項及び第5条の規定によらず、教育委員会がその候補者を選定するものとする。

附 則(平成26年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第46号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 鳥取県営東山水泳場に係る鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者(以下「指定管理者」という。)の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行前においては、知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3号の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県営東山水泳場の指定管理者の候補者を選定するものとする。
- 4 この条例の施行前に指定を受けた鳥取県営東山水泳場の指定管理者が鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う期間は、同条例第5条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成29年3月31日までとする。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

○鳥取県営ライフル射撃場管理規則

平成26年3月28日
鳥取県規則第12号

鳥取県営ライフル射撃場管理規則をここに公布する。

鳥取県営ライフル射撃場管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場(以下「射撃場」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 条例第7条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、射撃場において射撃を行う者(光線銃のみを使用する者を除く。以下同じ。)が交付を受けた銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第7条第1項の許可証を指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提示しなければならない。ただし、射撃場を専用利用する場合は、次に掲げる事項を記載した書類の提出に代えることができる。

(1) 射撃場において射撃を行う者の住所及び氏名

(2) 銃刀法第4条又は第6条の規定による許可の番号、年月日及び有効期間並びに銃の種類及び番号2 指定管理者は、前項の規定に違反する者には、利用許可をしない。

(使用する銃の制限)

第3条 スモールボア・ライフル射撃場においてはライフル銃(口径5.6ミリメートルのへり打ちのものに限る。)以外の種類の銃を、エア・ライフル射撃場においては空気銃及び光線銃以外の種類の銃を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に認めるときは、スモールボア・ライフル射撃場において空気銃を使用することができる。

(許可証の携帯等)

第4条 射撃場において射撃を行う者は、銃刀法第7条第1項の許可証を携帯し、指定管理者又はその職員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

貸付物品一覧

物品出納簿(県営ライフル射撃場)

	備品番号	保管課所	保管場所名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先	
1	426006580	190900	県立施設等	AED(自動体外式除細動器)	フィリップスエレクトロニクスジャパン ハートスタートHS-1	26.09.19	141,480	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
2	426011347	190900	県立施設等	ルームエアコン	三菱電機 MSZ-AXV284	26.12.05	91,800	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
3	426012475	190900	県立施設等	スモールポアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	26.12.25	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
4	426012483	190900	県立施設等	スモールポアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	26.12.25	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
5	426012491	190900	県立施設等	スモールポアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	26.12.25	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
6	426012505	190900	県立施設等	スモールポアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	26.12.25	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
7	426012513	190900	県立施設等	スモールポアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	26.12.25	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
8	426012521	190900	県立施設等	スモールポアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	26.12.25	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
9	426012530	190900	県立施設等	スモールポアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	26.12.25	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
10	426012548	190900	県立施設等	スモールポアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	26.12.25	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
11	426012556	190900	県立施設等	スモールポアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	26.12.25	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
12	426012564	190900	県立施設等	スモールポアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	26.12.25	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
13	416040410	190900	県立施設等	物置型更衣室	日拓 ミニハウスエクセル	17.03.31	374,850	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
14	416040428	190900	県立施設等	物置型更衣室	日拓 ミニハウスエクセル	17.03.31	374,850	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
15	419005460	190900	県立施設等	射撃分析装置用ノート型コンピュータ	FUJITSU FMVXN0K51	19.08.01	149,100	6	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
16	419027804	190900	県立施設等	デジタルスポーツライフル用ノート型コンピュータ	FUJITSU FMVXN0K51	20.03.11	109,200	6	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
17	421025461	190900	県立施設等	ノート型コンピュータ	NEC PC-VY25AAN59LR8LUZZZ	22.02.12	92,715	6	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
18	421025470	190900	県立施設等	ノート型コンピュータ	NEC PC-VY25AAN59LR8LUZZZ	22.02.12	92,715	6	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
19	421025488	190900	県立施設等	ノート型コンピュータ	NEC PC-VY25AAN59LR8LUZZZ	22.02.12	92,715	6	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
20	422033081	190900	県立施設等	J-ALERT専用小型受信機(3期改)	パナソニックシステムネットワークス/EA-8001	23.03.25	655,200	10	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場 貸付漏れ
21	408027073	190900	県立施設等	ビームライフル式	興東電子(株)MODEL-88	08.07.31	668,289	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
22	408027081	190900	県立施設等	ビームライフル式	興東電子(株)MODEL-88	08.07.31	668,289	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
23	408027090	190900	県立施設等	ビームライフル式	興東電子(株)MODEL-88	08.07.31	668,289	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
24	408027103	190900	県立施設等	ビームライフル式	興東電子(株)MODEL-88	08.07.31	668,289	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
25	414026484	190900	県立施設等	ビームライフル	MR-201	14.08.20	197,400	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
26	414026492	190900	県立施設等	ビームライフル	MR-201	14.08.20	197,400	8	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
27	356006009	190900	県立施設等	テント	スリタB型ミオ	57.03.30	115,500	15	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
28	356006017	190900	県立施設等	テント	スリタB型ミオ	57.03.30	115,500	15	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
29	356006076	190900	県立施設等	服装検査ゲージ	クロイブリン専用ケース入り	57.03.30	75,000	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
30	410025062	190900	県立施設等	ビームライフル用プリンター	M-83	10.11.09	222,390	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
31	410025070	190900	県立施設等	ビームライフル用プリンター	M-83	10.11.09	222,390	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
32	411033324	190900	県立施設等	ビームライフル用プリンター		11.08.23	222,300	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
33	411033332	190900	県立施設等	ビームライフル用プリンター		11.08.23	222,300	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
34	412050024	190900	県立施設等	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	12.05.22	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
35	412050032	190900	県立施設等	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	12.05.22	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
36	412050040	190900	県立施設等	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	12.05.22	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
37	412050059	190900	県立施設等	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	12.05.22	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
38	412050067	190900	県立施設等	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	12.05.22	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
39	412050075	190900	県立施設等	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	12.05.22	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
40	412050083	190900	県立施設等	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	12.05.22	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
41	412050091	190900	県立施設等	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	12.05.22	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
42	412050105	190900	県立施設等	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	12.05.22	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
43	412050113	190900	県立施設等	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	12.05.22	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
44	414015644	190900	県立施設等	ビーム・ライフルターゲット	MT-201	14.07.17	262,500	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
45	414015652	190900	県立施設等	ビーム・ライフルターゲット	MT-201	14.07.17	262,500	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場

物品出納簿(県営ライフル射撃場)

	備品番号	保管課所	保管場所名		銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先
46	414015660	190900	県立施設等	ビーム・ライフルディスプレイ	MD-201	14.07.17	231,000	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
47	414015679	190900	県立施設等	ビーム・ライフルディスプレイ	MD-201	14.07.17	231,000	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
48	414029319	190900	県立施設等	ビームライフル用プリンター	M-85	14.03.26	168,000	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
49	414029327	190900	県立施設等	ビームライフル用プリンター	M-85	14.03.26	168,000	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
50	419006424	190900	県立施設等	射撃分析装置	ノブテルST-2000スポーツ・(USB)	19.08.21	522,900	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
51	419027740	190900	県立施設等	デジタルスポーツライフル	ワルサーLG300XT Jr. モデル	20.03.03	260,400	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
52	419027758	190900	県立施設等	デジタルターゲット	DSS-T1	20.03.03	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
53	420006793	190900	県立施設等	ビームライフルターゲット装置	MT-201、MD-201、MP-201	20.09.10	661,500	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
54	421025526	190900	県立施設等	デジタルスポーツピストル	ステイヤー LP10 シミュレーター	22.02.10	194,985	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
55	421025534	190900	県立施設等	デジタルスポーツピストル	ステイヤー LP10 シミュレーター	22.02.10	194,985	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
56	421025542	190900	県立施設等	デジタルスポーツピストル	ステイヤー LP10 シミュレーター	22.02.10	194,985	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
57	421025569	190900	県立施設等	デジタルターゲット	NEC DigitalTerget DS-T1	22.02.10	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
58	421025577	190900	県立施設等	デジタルターゲット	NEC DigitalTerget DS-T1	22.02.10	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
59	421025585	190900	県立施設等	デジタルターゲット	NEC DigitalTerget DS-T1	22.02.10	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場
60	421042846	190900	県立施設等	教習用ライフル銃	単身ボルト式 公称口径5.6mm 銃番号153885X	22.03.01	250,000	3	鳥取県ライフル射撃協会 鳥取県営ライフル射撃場